平成２７年（フ）第１２８号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目16番地１　レオパレスサンシーブル109号
債務者　秋山　貴信
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７４１号
埼玉県川口市柳崎２丁目13番17―101号　エンゼルハイム川口第２
債務者　金子　昇司
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６２号
埼玉県新座市馬場３丁目３番28号
債務者　菅生　幸恵
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
埼玉県日高市大字高萩778番地36
債務者　清水　宏修
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１８号
埼玉県ふじみ野市中丸２丁目２番地43　ルミエール中丸102号
債務者　石澤志穂子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２１号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷４番地235
債務者　小泉　哲也
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４１号
埼玉県狭山市大字水野985番地の８、前住所埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の195
債務者　長鳥安受夢（従前の氏名パルウエズ，アンジュム）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６１号
埼玉県富士見市貝塚１丁目13番３号
債務者　石井　千晶
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６２号
埼玉県所沢市上新井５丁目84番地の10　緑陽ハイツ202
債務者　和田　　久
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３４号
埼玉県本庄市児玉町児玉2414番地２　橋本住宅Ｇ号棟
債務者　塚越　誠藏（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１３５号
埼玉県本庄市児玉町児玉2414番地２　橋本住宅Ｇ号棟
債務者　塚越　文子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５１号
埼玉県東松山市松山町１丁目８番３号　パル小高201
債務者　濱田加奈子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５３号
埼玉県児玉郡美里町大字猪俣3223番地１、旧住所埼玉県所沢市大字荒幡170番地の６コーポフジ102
債務者　藤原　　令（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３７３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番５号　ベルピア二和向台第２・１―204号
債務者　吉田千恵子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３５号
千葉市花見川区千種町343番地　サンビレッジ花見川Ｆ棟201号
債務者　加藤美千子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
新潟県三条市荒町１丁目７番３号
債務者　宮島　利一
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第４９号
新潟県燕市八王寺1235番地９
債務者　大竹修一郎
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
新潟地方裁判所三条支部